

相続の無料相談会

司法書士・行政書士・税理士による

認知症・遺言・家族信託

参加特典：相続の手続き・対策がわかる「相続パンフレット」をプレゼント!

3日間開催
事前予約制
9時～21時

2026年

※12日(日)は受付時間：10時から20時までです。

4月 12(日) 13(月) 14(火)



相談会場

12日(日)・13日(月)・14日(火)

9:00～21:00

黒崎ひびしんホール

〒806-0034 福岡県北九州市八幡西区岸の浦2丁目1-1
TEL:093-621-4566

会議室A



ご相談予約枠

① 9:00～ ② 10:00～ ③ 11:00～ ④ 12:00～ ⑤ 14:00～ ⑥ 15:00～ ⑦ 16:00～
⑧ 17:00～ ⑨ 18:00～ ⑩ 19:00～ ⑪ 20:00～ ※12日(日)は②～⑪の時間帯のみ受付

LINEご予約
QRコード



◀LINEから簡単にご予約可能です。
オフィスフラットの公式アカウントから
無料相談会の日程をご予約できます。
LINEまたはお電話でご予約を承ります。

相続相談会ご予約ダイヤル
0120-80-8864

他の日程でのお電話、オンライン面談（Zoom、LINE）も随時承っております。お気軽にお問い合わせください。

相続に関するこんなお悩み、ありませんか？

財産の名義変更について

- 亡くなった父親名義のままの不動産がある
- 亡くなった母親の預金口座を解約したい。
- 名義変更をしたいけど忙しくて時間が取れない



認知症対策について

- 母親が認知症になる前に対策をしたい
- 介護施設の入居費用に充てるために不動産を売却する予定がある
- 家族信託のメリット・デメリットを知りたい



遺言・贈与について

- 財産は不動産しかないけど遺言はしておいた方がいい？
- 兄弟がもめないように遺言を書いておきたい
- 前妻との間に子供がいる



相続税について

- 不動産を多数保有しているが現金が少ない
- 相続税がどの程度かかるのか知りたい
- 相続税申告に必要な手続きを知りたい



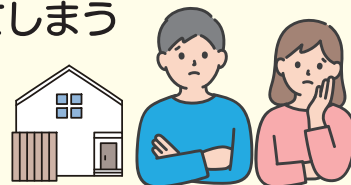
2024年
4月1日より

相続登記が義務化

相続によって不動産を取得した相続人は3年以内に相続登記を申請しないとイケません

相続登記を放置していた場合に被るデメリット

- ・相続人に相続が発生し当事者が増えて手続きが煩雑になってしまう
- ・固定資産税や管理費は相続人全員で負担しないといけない
- ・いざ売却したくても売却できない



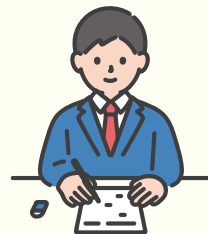
正当な理由なく義務に違反した場合は過料の適用対象となります！
不動産を相続したらお早めに相続登記を申請しましょう！

相続税申告には期限があります！

- 相続税の申告は被相続人が亡くなってから10ヶ月以内にしなければなりません。
- 10ヶ月以内に戸籍の収集、相続財産の把握、遺産分協議、相続税の申告等を行う必要があります。
- 相続の発生前に対策することで、納税資金の確保や遺産分割をスムーズにすることが可能です。

次のような場合は事前に対策をお勧めします！

- 相続税をどのくらい払うか知っておきたい
- 不動産を多数保有している
- 前妻との間に子供がいる
- 会社を経営している
- 多数、保険に加入している



遺言・相続手続き・相続税の専門家がお悩みにお応えします！



司法書士法人アクティス
(福岡県司法書士会 第1516号)

司法書士
多伊良 壮平



行政書士法人アクティス
(福岡県行政書士会)

行政書士
田代 進



税理士法人アップパートナーズ
相続・事業承継部
(九州北部税理士会)

税理士
豊福 陽子

司法書士法人アクティス (旧:司法書士法人オフィスフラット)

行政書士法人アクティス

代表社員 多伊良 壮平

■天神オフィス

〒810-0001 福岡市中央区天神1丁目10番20号 天神ビジネスセンター9階

■大手門オフィス

〒810-0074 福岡市中央区大手門2丁目1番16号 OTEMON2116 4階

TEL:092-753-9641 FAX:092-303-8070

税理士法人アップパートナーズ
福岡本部

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2丁目6-1九勸筑紫通ビル9F

TEL:092-403-5544

LINEご予約QRコードはこちら▶



相続相談会ご予約ダイヤル ☎ 0120-80-8864